

社会福祉士・国家試験対策用語集

権利擁護を支える法制度

国家試験対策用語集

●解説文中の太字は国家試験で出題された箇所です。

朝日訴訟

結核患者であった朝日茂氏によって1957（昭和32）年に提起された訴訟で、人間裁判とも称される。当時の長期入院患者の保護基準が憲法25条の「健康で文化的な」最低生活を保障するものではないとして厚生大臣を相手に起こした裁判。

異議申立て

行政庁の処分又は不作為に不服がある場合に、当該行政庁（処分庁・不作為庁）にする不服申立て。①処分庁に上級行政庁がないとき、②処分庁が大臣や外局の長（国税庁長官等）であるとき、③法律に定めがあるときに認められる。総じて当該行政庁以外のほうが、冷静かつ客観的な判断が期待できるため、審査請求中心主義が採られている。

移行型

任意後見契約の一類型で、本人の判断能力が十分な間は、任意代理契約によって財産管理等の委託をし、判断能力が低下した場合に、任意代理契約を終了させて任意後見契約を発効させるもの。

遺言

人の最終の意思表示のことで、死後にその実現を保障するのが遺言制度（民960～1027条）。私有財産を処分する自由の延長にあるが、遺族の生活に影響するため無制限ではなく、要式行為（一定方式に従わないと無効）である。遺言は本人が自由に撤回でき、複数の遺言が存在し、内容が矛盾している場合は最新のものが有効となる。

委任／準委任

当事者の一方（委任者）が、法律行為その他の事務

処理を相手方（受任者）に委託し、相手方が承諾して成立する典型・諾成契約の1つ（民643～656条）。法律行為以外の処理を目的とする場合は準委任という。当事者の信頼関係に基づくため、受任者は善良な管理者としての注意義務（その人の職業・生活状況に応じて社会通念上要求される注意義務）を負い、特約がなければ報酬を請求できない（無償契約が原則）。

遺留分

兄弟姉妹以外の相続人に認められた被相続人の処分を規制できる遺産の割合額（民1028～1044条）。直系尊属のみが相続人の場合は被相続人の財産の3分の1、それ以外は2分の1が遺留分となる。被相続人の死亡後に相続人の生活を保障し、相続人間の公平を図るための制度で、これを主張するには、遺留分減殺請求をしなければならない。なお、遺留分減殺は家事審判事項に含まれない。

運営適正化委員会

福祉サービスに関する適正な運営を確保し、かつ苦情処理を担当する都道府県社会福祉協議会に設置された機関。社会福祉法83条に規定がある。機能として、①苦情解決に必要な調査、助言、あっせん、②都道府県への通知、情報提供、③年度ごとの報告書の作成・公表がある。

NPO法人（特定非営利活動法人）

[non-profit organization]

営利を目的としない保健・医療・福祉等の一定の活動（17分野）を目的とし、NPO法に基づき、所轄庁たる都道府県知事ないし内閣総理大臣の認証を受けて設立される公益法人。介護保険や支援費制度関係の事業体には法人格が有効で、市民参加型の福祉

形成への寄与が期待される。

家事審判

家庭裁判所において、家庭内の事件について訴訟形式によらずに適切な判断をするための制度。家事審判は内容により、紛争性の希薄な別表第一の事項（後見・保佐・補助開始の審判及び取消、後見人・保佐人・補助人やその監督人の選任及び解任、複数後見人・監督人の権限行使についての定め及び取消、相続の放棄、遺言執行者の選任及び解任等）と紛争性のある別表第二の事項（財産管理者の変更及び共有財産分割に関する処分、親権者の指定及び変更等）に分けられる。

瑕疵担保責任

売買の目的物について、契約成立以前に隠れた瑕疵（通常は発見できない欠陥）がある場合、善意・無過失の買い主に対して売り主が負う責任。瑕疵には物質的欠陥だけでなく法律上の障害（宅地として買った土地に家が建てられない等）も含まれ、責任は売り主の善意・悪意にかかわらず発生する。買い主は瑕疵を知ってから1年以内であれば、売り主に契約の解除と損害賠償の請求ができる。

家庭裁判所（家裁）

主として家庭内の紛争や少年事件を扱う下級裁判所で、プライバシー保護や少年に対する保護処分・適切な教育的措置といった観点から非公開の手続がとられる。家裁は、裁判所法31条の3の規定により、①家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判及び調停、②人事訴訟法で定める人事訴訟の第1審の裁判、③少年法で定める少年の保護事件の審判、④その他の法律において特に定める権限を有する。

鑑定

専門知識を駆使し、科学的・客観的立場から事件の捜査や裁判において事実判断についての報告をする行為（血液鑑定・精神鑑定・DNA鑑定・筆跡鑑定等）。後見・保佐の申立て後は、原則的に主治医等が対象者の判断能力について鑑定を行う。鑑定を実施した事件は2007（平成19）年度が全体の約40%、2012（平成24）年度が約10.7%と減少傾向が

続き、2013（平成25）年度は約10.9%となった。鑑定期間は1ヵ月以内が最多で約56.6%、費用は5万円以下が約67.0%を占める。

基本的人権

人として当然に持つ権利（天賦人権）で、人間の尊厳の原理に基づき、固有性・不可侵性・普遍性を有する。憲法上は、近代の個人を国家権力から守る自由権・平等権が端緒で、20世紀以降、経済的・社会的弱者を救済する社会権が加わり、今日の姿になった。現代では、国際的な場でも人権の保障を実現する試みがなされている（国連憲章55・56条等）。

基本的人権の限界

日本では、基本的人権は公共の福祉のために利用され、権利を濫用したり、公共の福祉に反しない限り保障される（憲12・13条）。制約する際は、対立する権利の価値や、守るべき社会的利益を比較衡量したり、二重の基準論（精神的自由・経済的自由で区別）や規制目的の二分論（社会・経済政策上の規制か否か）も適用される。

基本的人権の私人間効力

基本的人権の享有主体は国民で、国との関係における個人の保護を原則とする（憲18条や28条等は例外）が、私人間でも人権侵害があれば、当然に保護されるべきである。その際は公序良俗等の一般条項を用い、人権の効力を認める間接適用説が採られる（三菱樹脂事件：最大判昭48・12・12）。なお、人権の普遍性に鑑み、性質に応じて法人や外国人にも保障すべきとされる。

行政行為（=処分）

行政庁が法に基づき公権力を行使し（法律による行政の原理）、具体的規律を行う法律行為。行政庁による意思表示にあたる法律行為的行政行為（命令行為：下命・禁止・許可・免許／形成的行為：特許・認可・代理）と、判断・認識にあたる準法律行為的行政行為（確認・公証・通知・受理）がある。行政庁に裁量余地がある裁量行為（法規裁量・自由裁量）と余地がない羁束行為にも分類できる。

行政行為の効力

行政行為は、適法に行使されることでその効力が生じ（拘束力）、違法でも重大な瑕疵（法律上の欠陥）がない限り一応適法と推定される（公定力）。行政庁はこれを強制的に実現でき（執行力）、公益上の必要がなければみだりに変更できず（不可変更力）、一定期間を超過すると取消訴訟等ができない（不可争力）。

行政事件訴訟

行政上の争訟を裁判所が裁判する制度で、当事者の権利保護を目的とする主観的争訟（抗告訴訟／当事者訴訟）、これとは無関係に客観的な法維持を目的とする客観的争訟に分類できる。前者は原則として不利益変更が禁止され、後者は法律で特に認められた場合に限り行われる。生活保護法や介護保険法等では前置主義がとられ、審査請求に対する裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができない。

行政事件手続

行政上の法律関係において争いや疑いがある場合に、利害関係者の提起により一定の機関がこれを裁断する手続。裁断機関が行政庁ならば行政不服申立て、裁判所ならば行政事件訴訟という。いずれかの選択は原則的に当事者の自由だが、大量になされる租税法や社会保障法上の処分等については、個々の法律により、前者の裁断を経ずに後者を選択することはできない（不服申立て前置）とするものが多い。

行政書士

行政書士法に基づく国家資格者で、依頼を受け、報酬を得て、役所に提出する許認可等の申請書類の作成や提出手続の代理、遺言書等の権利義務・事実証明・契約書の作成等を行う者。この他、法定外業務として後見人等を受任する場合もあり、2013（平成25）年度には864件に達した。

居住用不動産処分

成年後見人（保佐・補助人も同様）が、被後見人の居住用の不動産を処分（売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等）するには、家庭裁判所の許可

を得なければならない。手続には、申立書と本人及び申立人の住民票の他、処分の内容に応じて不動産の証明書や契約書が必要となる。

禁治産制度

心神喪失の常況にある者に対し、一定の者からの請求により裁判所が宣告し、行為無能力者（すべての行為を取消せる）とする制度。対象者の保護と自己決定権を尊重する新しい成年後見制度（平12・4・1施行）により、複数後見や後見登記制度等が設けられ、成年後見に引き継がれた。

クーリングオフ

〔cooling-off〕

消費者を保護し、後日の紛争抑止のために特定商取引法等に設けられた一定の冷却期間。たとえば訪問販売・購入（買取）や電話勧誘、キャッチセールス等、特定継続的役務提供（エステ、語学教室等）は8日間、連鎖販売取引（マルチ商法）は20日間とされ、契約書面（法定書面）を受け取った日から起算される。消費者は一定の期間、理由を必要とせず無条件に書面での契約解除ができるが（口頭での権利行使もすべて無効ではない）、通信販売や自動車の販売、保険会社内での契約等には適用されない。

契約

相対立する複数の当事者が合意（申込と承諾）して当事者間に権利義務関係を作り出す法律行為。契約自由の原則（締結・内容・相手方選択・方式の自由）は近代法の根幹として絶対的だったが、現代では独占禁止や弱者保護の観点等から一定の制約を受ける場合がある。

契約の効力

当事者が相互に債権・債務を負担し合う双務契約では、目的物の引渡しと代金の支払を各々一方が果たすまで他方が拒める同時履行の抗弁権（民533条）がある他、契約の目的物や状況により、売主の担保責任や（目的物が火災等で焼失した際の）危険負担等が異なる。また、当事者の一方のみが債務を負担する片務契約には、贈与（対価を求めず、目的物を渡す）、消費貸借（借りた目的物は消費し、別の対価を支払う）、使用貸借（対価を払わずに目的物を

使用後、返還)がある。

契約の種類

民法上、典型契約(13種の代表的契約:売買・贈与・交換・消費貸借・賃貸借・使用貸借・雇用・請負・委任・寄託・組合・終身定期金・和解)と非典型契約(クレジット契約等)がある。また、当事者の意思表示の合致だけで成立する諾成契約と、目的物の引渡し等を必要とする要物契約(典型契約は消費貸借・使用貸借・寄託以外、すべて諾成契約)、一定の方式を備えることで成立する要式契約(任意後見契約・保証契約等)がある。

検察官

検事総長・次長検事・検事長・検事・副検事の5種類があり、以下のことを職務とする者。①刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督する。②裁判所の権限に属するその他の事項につき、職務上必要なときは裁判所に通知を求め、意見を述べる。③公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。成年後見制度の申立権者では例年一番少ない。

行為能力

法律行為を単独で完全にできる法律上の資格を行為能力という。行為能力や意思能力が不完全な者は、程度に応じて一定の者の申立てにより、家庭裁判所の審判を経て行為能力を制限される。これを制限行為能力者といい、未成年者(審判不要)・成年被後見人・被保佐人・被補助人が存在する。

後見制度支援信託

成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち(任意後見や保佐等では不可)、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組み。信託財産は金銭に限られ(元本保証)、家裁の指示書がなければ、払戻しや解約ができなくなる。2012(平成24)年2月1日に導入され、2013(平成25)年度では、533人(前年98人)が契約を締結し、平均額は3,700万円(前年4,300万円)であった。

後見登記等に関する法律

法定後見及び任意後見契約における登記の手続に関する法律(平11・12・8制定、翌年4・1施行)。後見等の種別、後見人の氏名・住所、被後見人の氏名・生年月日・住所・本籍等を法務局に登録し、必要に応じて登記事項証明書(登記簿)の交付を受けることで、その証明とすることができる。

後見類型

成年後見制度における事理弁識能力の程度分類(重度)で、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者(民7条)。自己の財産の管理・処分や、日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の者(ただし自己決定権尊重の観点から、日用品の購入その他日常生活に関する行為については取消権の対象から除外されている)。旧制度の禁治産類型に相当する。

公証人

原則30年以上の実務経験を有する法律実務家の中から法務大臣が任命する公務員で、①公正証書の作成、②私署証書や会社等の定款に対する認証の付与、③私署証書に対する確定日付の付与を行う。公正証書には、任意後見契約や事業用定期借地権契約(作成が必須条件)、遺言、金銭消費貸借等に関するものがあり、公証人が法律に従って作成する公文書のため、高い証明力があり、債務者が履行を怠ると、裁判所の判決等を待たずに強制執行手続に移行できる。

公証役場

公証人が執務する事務所で、全国で287カ所ある(2014〔平成26〕年7月現在)。ただし、病院や嘱託人の自宅で遺言公正証書を作成する場合や、職務の内容が他の場所で行われる貸金庫の開披、土地・建物の形状等の事実実験公正証書を作成する場合は、公証役場以外で執務を行う。

個人情報取扱事業者の義務

取扱事業者は個人情報の利用目的をできる限り特定し、(公益性のある学会発表等でも)本人の同意を

得ずにその範囲外の取扱をしてはならない。ただし、人の生命・身体・財産の保護や公衆衛生の向上、児童の健全育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合等には、第三者に情報提供してもよい。他にも個人情報の利用目的の公表・通知や適正取得、安全管理、第三者提供の制限等がある。

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

個人情報の適正な取扱に関する基本理念や、国及び地方公共団体の責務、取扱事業者の義務等を定めた基本法（平17・4・1施行）。個人情報とは、氏名や生年月日等により特定の個人を識別可能な生存する個人に関する情報をいう。同法における個人の人格尊重の理念と情報公開制度の相克が問題となる。

国家賠償法

公務員（必ずしもその身分を必要としない）の不法行為で損害が生じた際の国又は公共団体の賠償責任（憲17条）について定めた法律（昭22・10・27施行）。公権力の行使（含、不作為）に基づく責任と公の営造物の設置・管理の瑕疵に基づく責任が設けられており、同法の範囲外の場合、民法が適用される。なお、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けた者が国に補償を求める権利（憲40条）は、刑事補償法で定められている。

婚姻

法律上、男女が夫婦となること。一定の年齢（男18歳・女16歳）に達しており、婚姻の意思を有し、市町村長へ婚姻届を出す（成人の証人2人以上が必要、口頭でも可）等の要件を満たすと成立する（法律婚主義）。未成年者の婚姻には父母の同意が必要だが、未成年・成年被後見人の婚姻に後見人の同意は要しない。婚姻した未成年は、（離婚後も）成年に達したものとみなされるが、公法上の選挙権等は認められず少年法の成人にも該当しない。

財産管理

本人の資産や負債、収入、支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行い、資産を維持していくこと。民法上の委任代理の規定に基づき、任意代理契約を結ぶことで、内容や開始時

期を自由に決められる。後見人等は善良な管理者としての注意義務（民644条）、家庭裁判所への報告義務、受取物の引渡等の義務、管理・監督を怠った場合の損害賠償義務、応急処分義務を負う。

自己破産

債務の支払ができなくなった債務者が、自ら裁判所へ破産の申立てをし、裁判所が破産手続開始決定をする手続。裁判所が破産を宣告すると、債務者の全財産は破産管財人により債権者に公平に分配され、財産がない場合は宣告と同時に手続が終了する（破産廃止）。その前後に、債務者は裁判所に免責の申立てをし、これが認められると借金は帳消しになる。

事実行為

法律行為に対置される概念で、人の意思に基づかず、一定の事実によって法律効果を発生させる行為。行為者の思惑とは無関係になされた事実が法律効果を生むものとして、遺失物拾得や埋蔵物発見、事務管理等がこれに該当する。

市町村長申立て

身寄りのない認知症高齢者等への適切な成年後見開始を担保するため、老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の中に、後見・保佐・補助開始の申立権を市区町村長に付与する規定が設けられた。2013（平成25）年度成年後見関係事件の概況では、市区町村長の申立ては本人の子に次いで多く、全体（34,215件）の約13.2%（5,046件）を占め、対前年比約11.1%の増加となった。なお、家庭裁判所の管内別では、東京が最多で841件（前年739件）、大阪485件（前年457件）、横浜474件（前年390件）と続く。

司法書士

司法書士法に基づき、登記又は供託に関する手続の代理、裁判所・検察庁・法務局等への提出書類の作成、法律相談等を職務とする者。後見人・保佐人・補助人等に就いて法律行為の代理・同意・取消を行う業務や、これらを行う者を監督する業務も職務である（司法書士法施行規則31条2号）。専門職後見人としては最多で、2013（平成25）年度には7,295

件に達した（全体では2位：前年6,382件）。

市民後見人

要保護者と親族関係及び交友関係がなく、かつ専門職にも就いておらず、社会貢献のため、地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会・NPO法人・大学等が行う後見人養成講座等により、成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上で、成年後見人等になる自然人（法人は除く）。身寄りがなく、一定の資力もない要保護者にとって緊要といえ、2013（平成25）年度には167件（前年118件）に達した。

社会権

自由主義の弊害を是正し、社会的・経済的弱者を救済するための権利体系。日本国憲法上は、生存権・教育を受ける権利・労働権・労働基本権がある。保障については、概して法的権利を与えるものと、プログラム規定として国政の指針となるものに分類でき、後者の場合、国家の積極的行為には財政的負担が伴うため、政策判断や裁量が尊重される。ちなみに、現代に至って整備された児童酷使の禁止は社会権に当たる。

社会福祉協議会

社会福祉法109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた、社会福祉法人で、各都道府県、区市町村に設置されている。なかでも、高齢者福祉への取組みには、日常生活の見守りや支援を必要とする人びとを、近隣で連携して支え合う、小地域ネットワーク活動がある。行政庁の職員は市町村社協の役員になることができるが、役員総数の5分の1を超えてはならないことが規定されている。

借家保証

借家の保証人は、家賃滞納や器物破損等により損害が生じ、借り主がこれを弁済しない場合、代わりに損害を賠償する義務を負う。借家契約に際して保証人を設けるのは家主（貸し主）の自由であるため、保証人を得難い高齢者や障害者、外国人等の民間賃貸住宅への入居支援を目的として、あんしん賃貸支援事業等が進められている。

自由権

国家権力から個人の自由を守る権利体系。近代社会の飛躍的發展の礎となったが、過度の自由は平等の概念を歪め、弱者の自由を侵害しかねないため、現代では一部の制約を余儀なくされる。日本国憲法上は、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由に分類できる。

準禁治産制度

心神耗弱者及び浪費者に対し、一定の者からの請求により裁判所が宣告し、法律の定める重要な財産行為についてのみ保佐人の同意を必要とするように行為能力を制限する制度。対象者の保護と自己決定権を尊重する新しい後見制度（平12・4・1施行）により、保佐に引き継がれた。旧制度において心神耗弱が原因で準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなされる（浪費者は新制度の対象外）。

障害者虐待防止法

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平23・6・24制定、翌年10・1施行）。障害者の権利利益の擁護を目的とし、障害者虐待の禁止、国等の責務、被害者の保護及び自立支援、養護者の支援等のための措置について規定した法律。①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者による、④身体的虐待、⑤ネグレクト、⑥心理的虐待、⑦性的虐待、⑧経済的虐待を対象とする。

障害者虐待防止法の虐待防止施策

同法（障害者虐待防止法）により、障害者虐待対応の窓口等となるべく、市町村は市町村障害者虐待防止センター、都道府県は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすことが義務づけられた。市町村長は、養護者の虐待により、障害者の生命又は身体に重大な危険のおそれがある場合、事実確認のため担当職員に立入調査をさせることができる。家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設（障害者・児童養護・養介護）入所等障害者には施設等の種類に応じて同法・児童福祉法・高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者には同法・高齢者虐待防止法をそれぞれ適用する。

障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17・11・7制定の障害者自立支援法が名称変更）。障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去を基本理念に、その範囲に難病等を加えて制度の谷間を埋め、区分も障害支援区分（程度ではなく支援の度合い）に改められた。具体的な支援は、①重度訪問介護の対象拡大、②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、③地域での生活に移行するための支援の対象拡大、④地域生活支援事業の追加を柱とする。

使用者責任

使用者及び代理監督者は、その被用者の選任・監督に過失がなかったことを立証できない限り、その被用者が事業の執行で第三者に損害を与えた場合、その賠償義務を負う（民715条）。同時に、被用者自身も被害者に対する不法行為責任を負い、使用者等は被用者に対し、求償権を有する。

消費者契約法

消費者と事業者との間の情報や交渉力の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護を図ること等を目的とする法（平12・5・12制定）。たとえば、勧誘の際、事業者の一定の行為により消費者が誤認（重要事項に虚偽がある等）し、又は困惑（退去の意思を妨害される等）した場合、契約の取消等ができる。

消費者相談センター

消費生活全般に関する苦情や問合せ等、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたる組織。（独）国民生活センターをはじめ、経済産業省地方分局や（財）日本消費者協会、（社）全国消費生活相談員協会、（社）日本訪問販売協会、（社）日本通信販売協会等が消費者相談を受け付けている。

情報公開

国民主権の理念の下、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府諸活動の国民への説明責務を全うし、公正で民主的な行政推進に資するための制

度。地方公共団体の情報公開条例が先行し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平13・4・1施行）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平14・10・1施行）が制定された。

将来型

任意後見契約の一類型で、あらかじめ任意後見契約を締結しておき、将来、本人の判断能力が不十分となった際に、家庭裁判所に請求して任意後見監督人を選任し、契約を発効させるもの。

事理弁識能力

民法7条等に登場する、法律行為の結果（利害得失）について認識し、判断する能力。意思能力（行為の帰結や物事を判断し、それに基づいて意思決定ができる能力）よりも包括的な概念で、日常生活を支障なく自活的に営む上で必要な知的能力一般をさす。精神上的障害により、この能力に問題のある者は独力で社会に適應することが困難なため、その程度に応じて各種後見制度の対象となる。

親権

未成年の子に対する親の権利義務。身上監護（子の利益のために監護教育する権利義務、居所指定権、懲戒権、職業許可権）と財産管理に大別でき、父母が共同して行う。養子は養親が、非嫡出子は母が親権者となる。父母が離婚すると一方が親権者となり、協議離婚以外では家庭裁判所が決定する。子への利益相反行為は禁止され（特別代理人の選任を家裁に請求）、財産管理では自己のためにする程度の注意義務を負う（善管注意義務より低い）。里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合、児童相談所長が親権を代行する（親権者等は、その児童の福祉に必要な措置を不当に妨げてはならない）。

親権の喪失・停止、管理権喪失

2012（平成24）年4月以降、親権停止が新設され、これらの請求権者も、子の親族及び検察官だけでなく、子、未成年後見人、未成年後見監督人、児童相談所長とされた。家庭裁判所は、これらの請求により、父又は母による虐待又は悪意の遺棄等、父又は母による親権行使が著しく困難又は不相当で子の利

益を著しく害するとき、親権喪失の審判ができる。ただし、2年以内に原因消滅の見込みがあったり、困難又は不適當や不利益が著しくはない場合、2年以内の期間を定め、親権停止の審判ができる。また、父又は母による管理権行使が困難又は不適當で子の利益を害するとき、管理権喪失の審判ができる。

審査請求

処分庁・不作為庁以外の行政庁にする不服申立て。
①処分庁に上級行政庁があるとき、②法律に定めがあるとき（国民健康保険審査会等）に認められる。生活保護法では審査庁を都道府県知事、裁決すべき期間を50日以内（再審査請求では審査庁を厚生労働大臣、裁決すべき期間は70日以内）と定めている。介護保険法では、審査庁を介護保険審査会（都道府県に設置）、障害者総合支援法では、審査庁を都道府県知事（障害者介護給付費等不服審査会を置くことができる）、いずれも文書又は口頭での審査請求ができる。審査請求は、処分（異議申立てをしたときは、これについての決定）の翌日から起算して1年を経過するとできない。

人事訴訟

婚姻・協議離婚・認知・養子縁組の無効及び取消や、離婚・離縁・嫡出否認・認知の訴え、婚姻関係・親子関係の存否の確認、その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えに係る訴訟（人訴2条）。2004（平成16）年4月より施行された同法により、離婚訴訟など、夫婦・親子等の関係をめぐる訴訟も家庭裁判所の管轄となった。

身上監護

被後見人の生活、健康、医療に関する一切の法律行為とこれに付随する事実行為が対象となる。たとえば、各種介護・福祉サービスの供給契約や審査請求、施設入所契約、医療契約、衣食住の確保等に関する事務と、これに関する監視・監督や本人への意思確認等が該当する。身体への強制を伴う事項（健康診断受診・教育・リハビリの強制等）や一身専属の事項（尊厳死・臓器移植の同意等）は後見人の権限に含まれない。

身上配慮義務

成年後見人が成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うにあたり、成年被後見人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活状況に配慮する義務（民858条）。生活状況への配慮とは、介護サービス等の契約や被後見人への意思確認等で、介護労働そのものは職務に含まれない。

心神耗弱（状態）

精神機能の障害により、①自己の行為の是非を弁別する能力、②その弁別に従って行動する能力の一方又は双方が著しく低い状態。刑事法においては、この状態（限定責任能力）でなした違法行為は減輕される（刑39条2項）。

心神喪失（状態）

精神機能の障害により、①自己の行為の是非を弁別する能力、②その弁別に従って行動する能力の一方又は双方を欠く状態。刑事法においては、この状態（責任無能力）でなした違法行為は無罪となる（刑39条1項）。

親族

①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族の総称。自分及び配偶者と直通する先祖・子孫（祖父母・父母・子・孫等）を直系、それ以外の親族（伯叔父母・兄弟姉妹等）は傍系という。また、自分より世代が上の血族・姻族（父母・伯叔父母以上）を尊属、その逆（子・甥姪）を卑属という（兄弟や従兄弟等はどちらでもない）。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の生活困窮者に対し、自立支援策の強化を図るための法（平25・2・13制定、平27・4・1施行）。福祉事務所設置自治体の必須事業として、自立相談支援事業の実施（就労、自立に関する相談支援・事業利用のためのプラン作成等）、住居確保給付金の支給（離職等で住宅を失った者に家賃相当）を義務づける。また、任意事業に、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもへの学習支援事業を挙げている。

生活支援員【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が、地域における自立生活を送るための福祉サービス・苦情解決制度の利用や日常生活上の消費契約、行政手続に関する援助をする者。専門員が作成した支援計画に基づき、サービス利用に関する情報提供や助言、手続、利用料の支払等の援助を行う。身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の各設備・運営に関する基準に基づき、配置される職員も生活支援員と呼ぶ。

生存権

国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、国に社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進を図る義務を課す社会権の中核となる権利（憲25条）。生存権の法的性質につき、判例はプログラム規定（国の政治的指針）説を採用する（食糧管理法違反事件、朝日訴訟、堀木訴訟）が、学説は法的権利説が通説である。

成年後見関係事件の概況

家裁の後見・保佐・補助開始及び任意後見監督人選任事件の処理状況について、年間の概況を取りまとめた資料（裁判所HP等で要確認）。2013（平成25）年度では、成年後見人等と本人との関係は、親族が全体の約42.2%（前年48.5%）で年々減少し、第三者が約57.8%で増加し、2012（平成24）年度以降は親族を上回った。内訳は子の7,594件が最多（22.8%）だが年々減少し、次いで司法書士の7,295件（21.9%）で、弁護士5,870件（17.6%）・社会福祉士の3,332件（10.0%）が増加傾向にある。本人の男女別・年齢別割合は、全体が男4：女6で、最多の80歳以上では男が35.0%、女が63.0%を占め、次いで70歳代では男が23.6%、女が20.1%を占めている。

成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人

それぞれ、①後見人等の事務の監督、②後見人等が欠けた場合、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求、③急迫の事情がある場合の必要な処分、④後見人等と被後見人等の利益が相反する行為について被後見人等を代表したり（後見の場合）、同意を与え

たり（保佐・補助の場合）することを職務とする。成年後見監督人等は、家裁がその必要を認める場合、職権又は成年被後見人等とその親族、成年後見人等の請求により選任される。通常、法定後見は家裁が直接監督し、後見人等に後見事務の報告や財産目録の提出を求め、財産状況の調査をすることができる（民863条）。

成年後見制度の利用者

2013（平成25）年12月末日時点での成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者は、合計176,564人で、前年比6.2%増である。内訳は、成年後見が143,661人で最多、保佐が22,891人、補助が8,013人、任意後見が1,999人である。

成年後見制度利用支援事業

2001（平成13）年から実施された厚生労働省の地域生活支援事業。この事業により、成年後見制度の利用促進のための広報活動や、成年後見等開始審判申立てに要する費用及び成年後見人等の報酬の一部又は全部が助成されることになった。

成年後見登記制度

成年後見の開始に伴い、後見の種別、開始の審判をした裁判所と確定年月日、後見人の氏名・住所、被後見人の氏名・生年月日・住所・本籍、保佐・補助の場合の制限行為や代理権の範囲、複数後見の有無等の登記を義務づける制度。旧制度の禁治産・準禁治産宣告を受けた者はその旨の戸籍への記載が義務づけられていたが、これにかわる公示方法として同制度が設けられた。

成年後見人

精神上の障害で事理弁識能力を欠く常況にある者を保護する者（民7～9条他、複数でも法人でも可能）。申立権者の請求により、家庭裁判所の後見開始の審判を経て、要保護者は成年被後見人となる。財産に関する法律行為は成年後見人がすべて代理し、日常生活に関する行為以外は取消せる。現実の介護行為までは職務に含まれない。

成年被後見人等の欠格事由

以下の欠格事由（民847条）の該当者は成年被後見

人等になれない（途中でなった場合、その地位を失う）。①未成年者。家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人。③破産者。被後見人等に対して訴訟をした者（含、係争中）並びにその配偶者及び直系血族。⑤行方の知れない者。

成年被後見人等の資格制限

被後見人や被保佐人には、他人の生命・身体・財産にかかわる高度な判断能力が要求される資格等について制限がある（被補助人にはなし）。たとえば医師、薬剤師、弁護士、行政書士、税理士、建築士等の資格や、会社役員、公務員等の地位を失い、養育里親となることができない（同居人の場合は問題ない）。さらに被後見人は印鑑登録ができなくなり、意思表示の受領能力（民98条の2）、訴訟能力（民訴31条）等がないものとされ、既存の代理権や委任契約も終了する（選挙権・被選挙権は2013〔平成25〕年7月以降、復権）。

成年被後見人等の職務の終了

①成年被後見人等の死亡又は能力回復。②成年後見人等の不正や任務に適しない事由が生じたときの解任（家庭裁判所が監督人等の請求により、又は職権で審判）、③正当な事由がある場合に、家裁の許可を得て辞任（遅滞なく、後任を請求）。職務の終了後、2ヵ月以内に管理財産の収支を計算し、相続人に引き継ぎ、その結果を家裁に報告する。

専門員【日常生活自立支援事業】

日常生活自立支援事業を職務としている社会福祉協議会の職員。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等から相談を受けると、担当専門員が自宅や病院、施設等を訪問し、支援計画と契約書を作成する（入院・入所中でも利用可）。

専門職後見人

後見を必要とする身寄りのない者を援助するため、専門職に従事する中で培った知識や技術を買われて成年後見人等になる者。近年増加傾向にあり、一般に後見の目的が、身上監護を中心とする場合は社会福祉士・精神保健福祉士、財産管理を中心とする場合は弁護士・司法書士・税理士・行政書士が相応しい。後見制度支援信託の利用に際しては、家庭裁判

所の審理を経て専門職後見人が選任され、利用の適否を検討した上で家裁に報告書を提出し、家裁の指示書に基づき信託契約を締結する（必要なくなれば辞任）。

相続

被相続人の財産上の権利義務を、死後、相続人が包括的に承継すること。相続財産には、預貯金等の積極的財産だけでなく借金等の債務も含まれる（社会保障受給等、本人限定の一身専属権は含まれない）。相続を放棄する場合は、相続開始を知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。相続人不明、又は不存在の際は、利害関係人や検察官の請求により家裁が相続財産管理人を選任する。

即時型（即時型）

任意後見契約の一類型で、任意後見契約の締結直後に、家庭裁判所に請求して任意後見監督人を選任し、契約を発効させるもの。契約を早期に発効できる反面、本人の状況次第では契約締結時にその内容を理解する十分な能力があったか否かが問題となる。

代理権

代理人が本人のためにすることを示し（顕名主義）、意思表示をしたり意思表示を受け取ることを代理といい、その正当な資格・権限（代理人がその権限を他人に委ねた場合は復代理）。代理人が権限の範囲内でした法律行為の効果（権利義務）は本人に帰属する。本人・代理人の死亡や委任事項の完了で消滅する。本人の意思によらず法律の規定で選任される法定代理と、本人の信任に基づき授権行為で選任される任意代理がある。

代理権目録

任意後見契約を締結する際に、代理権の範囲を定める目録。①財産の管理・保存・処分等、②金融機関との取引、③定期的な収入の受領及び費用の支払、④生活に必要な送金及び物品の購入、⑤相続、⑥保険、⑦証書等の保管及び各種手続、⑧介護契約その他福祉サービス利用契約等、⑨住居、⑩医療、⑪これらの紛争処理、⑫復代理人・事務代行者に関する事項が対象となる。

ちいきやくしけんりようこじむがい → にちじふせいかつじりつしんじむがい
地域福祉権利擁護事業 → **日常生活自立支援事業**

ちてきしうがいしや けんりせんげん
知的障害者の権利宣言

1971（昭和46）年に国連総会において宣言。教育、訓練、リハビリテーション及び指導を受ける権利、有意義な職業に就く権利、資格を有する後見人を与えられる権利、搾取、乱用及び虐待から保護される権利等がある。

どういけん
同意権

被保佐人や被補助人が重要な財産行為等を行う際、保佐人や補助人が不利益の有無を検討し、問題がない場合に了承する権限。被保佐人の場合は民法13条で定められた行為、被補助人の場合は審判の過程で同意が必要と指定された行為について、同意を得ていない行為は取消すことができる。不利益がないのに同意が得られない場合、被保佐人や被補助人の請求により、家庭裁判所が同意に代わる許可を与えることができる。

とうきしことうしうめいしよ
登記事項証明書

登記所で交付される登記記録の全部又は一部を証明した書面。後見登記等に関する法律に関しては、後見登記等ファイルに記録されていることを証明するもの（成年被後見人、成年後見人等の住所・氏名、成年後見人等の権限の範囲、任意後見契約の内容等）。登記されていないことの証明書は、主に成年被後見人等に該当しないことを証明する際に必要になる。

とくべつじゆえき
特別受益

共同相続人中に被相続人から①遺言による贈与を受けた、②婚姻や養子縁組、もしくは③生計の資本として贈与を受けた者がいる場合の規定（民903条）。相続開始時の被相続人の財産に①～③の贈与額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分の中から、すでに受け取った贈与額を除いた額を、その者の相続分とする。これと異なる被相続人の意思表示がなされた場合、意思が優先される。

とりひしけん
取消権

一度は成立した法律行為を、意思表示に問題がある

こと等を理由に、最初からなかったことにする行為を取消といい、これを行使する権限。取消権を行使しないと、その法律行為は有効となる。

にちじふせいかつじりつしんじむがい
日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない人の地域自立生活を支えるための事業。社会福祉法によって規定された福祉サービス利用援助事業の1つで、都道府県・指定都市社会福祉協議会によって運営される。2007（平成19）年4月より、「地域福祉権利擁護事業」の名称を変更し、「日常生活自立支援事業」となった。

にんいこうけんかんたくじん
任意後見監督人

①任意後見人の事務を監督し、②これを家庭裁判所に定期的に報告、また、③急迫の事情がある場合、任意後見人の代理権の範囲内で必要な処分をし、④任意後見人等と本人の利益が相反する行為について本人を代表する者。任意後見受任者やその配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人にはなれない。家裁は、任意後見監督人を通じて、任意後見契約を間接的に監督する。

にんいこうけんけいやく
任意後見契約

将来、判断能力が不十分になった際、生活や療養監護、財産管理に関する代理権を任意後見人に与える旨を事前に締結しておく契約。法務省令で定める様式の公正証書で作成し、公証人の嘱託又は申請により登記がなされる。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じる。契約発効の様態により、将来型・移行型・即行型に分類できる。

にんいこうけんけいやく かん ほくりつ
任意後見契約に関する法律

任意後見契約の方式や効力、本人・任意後見人・任意後見監督人等について定めた法（平11・12・8制定）。一部改正した民法とこの法律の施行（平12・4・1）によって、裁判所の審判による①法定後見制度と、当事者間の契約による②任意後見制度からなる新しい成年後見制度が発足した。

にんいこうけんせいど
任意後見制度

本人が契約締結能力を有している間に、将来、判断能力が低下した際に委託する自己の生活・療養看護

及び財産管理に関する事務の代理権の範囲と、任意後見人及び任意後見監督人を設定しておく制度。自己決定権を重視した制度であるため、本人の判断能力が低下しなければ発効せず、原則、法定後見に優先する。家庭裁判所が本人の利益のために特に必要と判断し、法定後見開始の審判がなされると任意後見契約は終了する。

任意後見人

任意後見契約に基づき、判断能力が不十分になった本人を保護する援助者。本人の判断能力が低下した後、本人・配偶者・4親等内の親族又は任意後見受任者によって請求がなされ、家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると、任意後見受任者は任意後見人となり、契約が発効する。

任意代理契約

本人の信任に基づき、授權行為により代理人を選任する契約。たとえば財産管理のみを委任契約の内容とした場合、契約発効後に本人の判断能力が不十分になった際、代理行為の監督者が不在にもかかわらず契約が続行することにもなりかねないので、任意後見契約や身上監護を主体とする見守り契約との組合せが重要といえる。

複数後見

新しい後見制度では、複数の成年後見人の選任等が可能となり、権限の調整規定が設けられた。これにより、たとえば法律職と福祉職の後見人が事務を共同で行ったり、分掌することが可能になった。この場合、第三者が意思表示をするときは、1人に対してすればよい。

不服申立て

行政行為に対する行政上の救済制度。行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為について、これを違法又は不当であると主張する者が、その是正を求めることをいう。通常の訴訟と異なり、行政庁が審査を行う。①処分庁・不作為庁に対して直接行う異議申立て、②当該行政庁以外に対して行う審査請求、③審査請求の裁決に対して不服がある場合に行う再審査請求（個別法で認められている場合のみ可）の3種類がある。請求期間は、原則①と②が当

該事実を知った翌日から60日以内で、③が②の裁決を知った日の翌日から30日以内とされる。

不法行為

責任能力者が故意（わざと）又は過失（不注意）によって他人の権利・利益を侵害した場合は、損害を賠償する責任を負う（含、将来の給与等）。損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から3年、不法行為時から20年で時効により消滅する。

扶養

親族間でなされる要保護（自活困難）者への経済的給付。夫婦相互や未成年な子への生活保持義務の他、経済的ゆとりを前提とする直系血族・兄弟姉妹相互間の生活扶助義務がある。扶養の程度や方法は当事者間の協議を原則とし、必要な場合は申立てにより家庭裁判所が決定する。家裁は特別な事情があれば3親等内の親族間にも扶養義務を設定できる。

弁護士

基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とし、法廷活動・紛争予防活動・人権擁護活動・立法や制度の運用改善に関与する活動・企業や地方公共団体等の組織内での活動等を行う者。専門職後見人としては司法書士の次に多く、2013（平成25）年度には5,870件に達した（全体では3位：前年4,613件）。

法人後見

新しい後見制度では、自然人だけでなく社会福祉法人や社会福祉協議会等の法人を後見人に選任することが可能になった。長所は、死亡等による後見人の変更等がなくなるため、安定・継続性のある後見事務が受けられる他、運用次第では被後見人の負担費用の節減も期待される。平成25年度調査では1,519件（4.6%）で、年々増加傾向にある。

法定後見制度

後見制度は、民法上の①未成年後見制度（親権者を欠くときに開始）及び②成年後見制度（要保護の程度により後見・保佐・補助を開始）と、任意後見契約に関する法律上の③任意後見制度に大別できる。いずれも事理弁識能力（判断能力）が未熟か、これ

に問題のある個人を保護するために制限行為能力者とし、援助者を選任する制度であるが、①と②は保護が開始の審判で始まり、その内容も概して固定的であるのに対し、③は当事者間の自由意思に基づく委任契約により任意になされる。こうした理由から①と②を法定後見制度と呼ぶ。

法務局

①国民の財産や身分関係を保護する登記・戸籍・国籍・供託の民事行政事務、②国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務、③国民の基本的人権を守る人権擁護事務等を行う法務省の地方組織の1つ。全国8ブロックの地域を受けもつ法務局の下に、都道府県を受けもつ地方法務局が置かれ、その出先機関として支局と出張所がある。

法律行為

法律効果（権利義務関係の発生・変更・消滅）の発生を目的とする意思表示に基づく権利義務関係の変動を原則とする行為。意思表示通りの変動が生じる①有効な法律行為と、生じない②無効な法律行為、一応は有効だが③取消することができる法律行為が存在する。

保佐人

事理弁識能力が著しく不十分な者を保護する者（民11～14条他）。申立権者の請求により、家庭裁判所の保佐開始の審判を経て要保護者は被保佐人となる。保佐人は要保護者の重要な法律行為と家裁が認めた特定行為について、同意したり取消すことができ、要保護者が同意し、申立ての範囲内で家裁が認めた特定の法律行為を代理する。

保佐類型

成年後見制度における事理弁識能力の程度分類（中度）で、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者（民11条）。自己の財産の管理・処分には常に援助が必要で、日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産や自動車の売買・自宅の増改築・金銭の貸借等）は自分ではできないという程度の者。旧制度の準禁治産類型におおむね相当する。

補助人

事理弁識能力が不十分な者を保護する者（民15～18条他）。申立権者の請求と本人の同意により、家庭裁判所の補助開始の審判を経て要保護者は被補助人となる。補助人は、要保護者の重要な法律行為の内、本人が同意し家裁が認めた一部の特定行為について、同意したり取消すことができ、要保護者が同意し、申立ての範囲内で家裁が認めた特定の法律行為を代理する。

補助類型

成年後見制度における事理弁識能力の程度分類（軽度）で、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者（民15条1項）。自己の財産の管理・処分には援助が必要な場合があり、重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので、本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよいという程度の者。旧制度にはなかった基準。

未成年後見人

未成年者の法定代理人たる親権者の不在や不適格の際に、身上監護や財産管理を行う者で善良な管理者としての注意義務を負う。最後の親権者の遺言で指定されるが、これがない場合は親族等の請求により家庭裁判所が選任する。2012（平成24）年4月より法人や複数人の選任が可能となった。未成年後見人の事務を監督する未成年後見監督人も指定・選定できる。

民法

私人の日常生活に関する財産関係と家族関係の一般原則を定める法律（明31・7・16施行）。①権利能力平等の原則、②所有権絶対の原則、③私的自治の原則、④過失責任の原則を基本原理とし、民法総則・物権・債権・親族・相続の5編に分類して規定されている。後見制度は、民法の一部を改正する法律（平11法第149号）の施行（平12・4・1）に伴い大幅に改正された。

申立て【成年後見制度】

成年後見制度を受けるにあたり、要保護者が住民登

録している地域の家庭裁判所に対し、申立権者が開始の審判ないし任意後見監督人の選任について請求する手続。必要書類は、申立書類（申立書・申立事情説明書・財産目録・収支状況報告書・後見人等候補者事情説明書）と、本人についての書類（戸籍謄本・住民票・後見登記されていないことの証明書・成年後見用の診断書）となる。審判の申立権者は、①本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、他の類型の法定後見人・監督人、②任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、③市町村長（福祉を図るため特に必要があると認めるとき）となっている。

申立ての概況

2013（平成 25）年度成年後見関係事件の概況では、

申立件数は全体で 34,548 件、うち後見 28,040 件、保佐 4,510 件、補助 1,282 件、任意後見 716 件で年々、増加傾向にあったが、後見が前年比約 1.5% 減少したことで全体も約 0.4% 減に転じた。終局事件 34,105 中、94.6% が認容となっており、審理期間は 2 ヶ月以内が全体の約 77.8%、4 ヶ月以内が約 94.8% で長らく続いた短縮傾向が転じ、前年よりも若干長期化した。申立人と本人との関係は、子が全体の約 34.7% で最多、次いで市区町村長が約 14.7% で、ついに兄弟姉妹（約 13.7%）や、その他の親族（約 13.4%）を上回った。申立ての動機は、預貯金等の管理・解約（28,108 件）、次いで介護保険契約（12,162 件）、身上監護（7,997 件）である。